

目次

告示

- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（10件）（都市計画課）
- 都市計画事業の認可（同）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（税務課）

選挙管理委員会

- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正（選挙管理委員会事務局）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正（同）

監査委員

- 外部監査人の監査の事務の補助（監査委員事務局総務課）
- 定期監査結果に対する措置の公表（監査委員事務局監査チーム）

雑報

- 環境影響評価事後調査報告書の縦覧期間延長

正誤

- 宮城県公報第599号（令和7年5月13日付け）中

宮城県告示第400号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類
仙塩広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第401号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類
仙塩広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第402号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類
仙塩広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第403号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
石巻広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第404号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類
 - (1) 種類 仙塩広域都市計画地区計画
 - (2) 名称 飯野坂東部地区計画
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第405号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 仙塩広域都市計画道路

(2) 名称 3・5・188号 田高増田線

3・4・320号 下増田関下線

3・4・330号 大手町川上線

3・5・331号 箱塚手倉田線

3・3・332号 名取中央スマートインター線

3・3・333号 関下植松線

3・3・334号 名取中央スマートインター地区中央線

2 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第406号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 仙塩広域都市計画道路
 - (2) 名称 3・3・252号 七北田西成田線
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第407号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 石巻広域都市計画公園
 - (2) 名称 5・5・301号 女川総合運動公園
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第408号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 仙塩広域都市計画下水道
 - (2) 名称 名取市流域関連公共下水道
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第409号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 仙塩広域都市計画下水道
 - (2) 名称 岩沼市流域関連公共下水道
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

名取市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画道路事業

(2) 名称

3・3・332号 名取中央スマートインター線

3・3・333号 関下植松線

3・3・334号 名取中央スマートインター地区中央線

3 事業施行期間

令和7年6月20日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

宮城県名取市増田字大畔及び字猫塚並びに下増田字耕谷並びに飯野坂字南沖、字小揚場及び字土城堀並びに飯野坂東一丁目並びに飯野坂東二丁目並びに植松字入生、字北、字田中、字田野部、字宮島、字宮下、字錦田及び字宿前地内

(2) 使用の部分

なし

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和7年度税制改正等に伴うシステム修正業務
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
総務部税務課 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和7年4月10日
- 4 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央4丁目6番1号
- 5 契約金額 566,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 契約の相手方を決定した理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号該当

官選管告示第 45 号

平成 7 年官選管告示第 8 号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 20 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

改 正 後		改 正 前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
岩沼市北部地区老人憩の家	岩沼市相の原 1 丁目 3 番 49 号	岩沼市北部地区老人憩の家	岩沼市相の原 1 丁目 3 番 49 号
		ハナトピア岩沼	同 市三色吉字雷神 7 番地の 1
岩沼みなみプラザ	同 市桑原 4 丁目 6 番 70 号	岩沼みなみプラザ	同 市桑原 4 丁目 6 番 70 号
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

官選管告示第 46 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定により各候補者から提出のあった令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和 7 年官選管告示第 16 号の一部を次のとおり改める。

令和 7 年 6 月 20 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

訂正後	訂正前
[略]	[略]
<p>3 報告書の要旨 候補者氏名 土井 亨 候補者届出政党 自由民主党 出納責任者氏名 関 幸悦 期間令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 11 月 7 日第 1 回分 収入 主たる寄附 （氏名・団体名）（職業）（寄付額） 自由民主党宮城県第一選挙区支部 政党支部 13,000,000 円 <u>宮城県税理士政治連盟 政治団体 100,000 円</u> <u>自由民主党宮城県トラック支部 政治団体 100,000 円</u> その他の寄附 一件 - その他の収入 - 今回計 <u>13,200,000</u> 前回計 - 総計 <u>13,200,000</u></p>	<p>3 報告書の要旨 候補者氏名 土井 亨 候補者届出政党 自由民主党 出納責任者氏名 関 幸悦 期間令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 11 月 7 日第 1 回分 収入 主たる寄附 （氏名・団体名）（職業）（寄付額） 自由民主党宮城県第一選挙区支部 政党支部 13,000,000 円 その他の寄附 一件 - その他の収入 - 今回計 <u>13,000,000</u> 前回計 - 総計 <u>13,000,000</u></p>
[略]	[略]
<p>3 報告書の要旨 候補者氏名 土井 亨 候補者届出政党 自由民主党 出納責任者氏名 関 幸悦 期間令和 6 年 11 月 8 日から令和 6 年 11 月 19 日第 2 回分 収入 主たる寄附 （氏名・団体名）（職業）（寄付額） -円 その他の寄附 一件 - その他の収入 -</p>	<p>3 報告書の要旨 候補者氏名 土井 亨 候補者届出政党 自由民主党 出納責任者氏名 関 幸悦 期間令和 6 年 11 月 8 日から令和 6 年 11 月 19 日第 2 回分 収入 主たる寄附 （氏名・団体名）（職業）（寄付額） -円 その他の寄附 一件 - その他の収入 -</p>

<p>今回計 -</p> <p>前回計 <u>13,200,000</u></p> <p>総計 <u>13,200,000</u></p>	<p>今回計 -</p> <p>前回計 <u>13,000,000</u></p> <p>総計 <u>13,000,000</u></p>
[略]	[略]
<p>3 報告書の要旨</p> <p>候補者氏名 土井 亨</p> <p>候補者届出政党 自由民主党</p> <p>出納責任者氏名 関 幸悦</p> <p>期間令和6年11月20日から令和6年12月6日 第3回分</p> <p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名)(職業)(寄付額)</p> <p>-円</p> <p>その他の寄附 一件 -</p> <p>その他の収入 -</p> <p>今回計 -</p> <p>前回計 <u>13,200,000</u></p> <p>総計 <u>13,200,000</u></p>	<p>3 報告書の要旨</p> <p>候補者氏名 土井 亨</p> <p>候補者届出政党 自由民主党</p> <p>出納責任者氏名 関 幸悦</p> <p>期間令和6年11月20日から令和6年12月6日 第3回分</p> <p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名)(職業)(寄付額)</p> <p>-円</p> <p>その他の寄附 一件 -</p> <p>その他の収入 -</p> <p>今回計 -</p> <p>前回計 <u>13,000,000</u></p> <p>総計 <u>13,000,000</u></p>
[略]	[略]
<p>3 報告書の要旨</p> <p>候補者氏名 土井 亨</p> <p>候補者届出政党 自由民主党</p> <p>出納責任者氏名 関 幸悦</p> <p>期間令和6年12月7日から令和7年1月29日第 4回分</p> <p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名)(職業)(寄付額)</p> <p>-円</p> <p>その他の寄附 一件 -</p> <p>その他の収入 -</p> <p>今回計 -</p> <p>前回計 <u>13,200,000</u></p> <p>総計 <u>13,200,000</u></p>	<p>3 報告書の要旨</p> <p>候補者氏名 土井 亨</p> <p>候補者届出政党 自由民主党</p> <p>出納責任者氏名 関 幸悦</p> <p>期間令和6年12月7日から令和7年1月29日第 4回分</p> <p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名)(職業)(寄付額)</p> <p>-円</p> <p>その他の寄附 一件 -</p> <p>その他の収入 -</p> <p>今回計 -</p> <p>前回計 <u>13,000,000</u></p> <p>総計 <u>13,000,000</u></p>
[略]	[略]

宮城県監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 20 日

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏
宮城県監査委員 佐々木 功 悦
宮城県監査委員 成 田 由 加里
宮城県監査委員 宮 川 耕 一

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
小 川 倫 代	宮城県仙台市泉区黒松 1 丁目 11 番 5 号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和 7 年 6 月 13 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和7年6月20日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	宮川	耕一

記

1 監査委員の報告日

令和7年3月24日

2 通知のあった日

令和7年5月23日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 仙台中央県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後とも適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分 350,467,443円

過年度分 438,669,620円

合計 789,137,063円

・令和4年度収入未済額

現年度分 349,867,420円

過年度分 393,744,899円

合計 743,612,319円

イ 措置の内容

<発生原因>

個人県民税や法人事業税等の調定額が増加したこと、各種財産調査を実施したが差押可能財産が判明しない事案があること、事業収入の減少により納付が困難な事案があることなどの原因により発生したもの。

<処理内容>

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和6年度県税事務の運営」に基づき、引き続き仙台市と連携・協働しながら、徴収対策に取り組んだ。個人県民税については、賦課徴収を担う仙台市とともに、住民税徴収対策会議や、滞納処分執行停止をテーマとした研修を開催し、情報共有を図るとともに、滞納整理に関する技法の向上に努めた。また、県税還付金の情報提供を行うなど、協働による徴収対策を推進し、税収の確保および収入未済額の縮減に取り組んだ。その他の税目については、滞納発生後速やかに納税交渉および財産調査を実施し、納税資力のある滞納者に対しては、換価・取立が容易な預金や給与等の債権を中心に、積極的に差押を執行した。

<再発防止策>

個人県民税については、引き続き仙台市と連携・協働して収入未済額縮減対策を実施する。
また、個人県民税以外の税目については、新たに発生する滞納事案について、滞納者の実態把握を徹底し、財産調査等の結果、納税資力があると認められる場合には滞納処分を前提とした滞納整理に取り組み、収入未済額の縮減を図っていく。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映は行っていないが、令和7年3月に策定した「第7次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和7年度県税事務の運営」の目標達成に向け、市町村と連携・協働して徴収対策を引き続き講じるとともに、生活困窮者に対して納税緩和措置の適用を検討するなど適切に対応し、更なる収入未済額の縮減に取り組む。

(2) 仙台北県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後とも適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分	105,804,661円
過年度分	128,004,468円
合計	233,809,129円

・令和4年度収入未済額

現年度分	100,098,034円
過年度分	143,731,653円
合計	243,829,687円

イ 措置の内容

<発生原因>

病気や失業、事業収入の減少などにより納付が困難となった事案や、財産調査を実施しても差押可能な財産が判明しない徴収困難事案により収入未済が生じたもの。

<処理内容>

個人県民税については、市町村との併任制度を活用した市町村滞納整理連携・協働チームにおいて、徴収困難事案への滞納整理方針の検討、共同訪宅、搜索支援等に取り組むほか、特別徴収義務者への協働滞納整理を実施し、収入未済額の縮減を図っていく。

その他の税目については、縮減率5%以上という高い目標を掲げ、進行管理の徹底と計画的な財産調査（住民税、預貯金、給与等）を行い、滞納者の納税資力を早期に見極め、換価の容易な預貯金を中心に差押えを実施するとともに、給与の差押えについても強化する。また、納税資力のない滞納者については、納税緩和措置の適用を適切に行うことで、一層の収入未済額縮減に努めていく。

<再発防止策>

地方税法等に定められた滞納処分や納税緩和措置を講じ、引き続き、粘り強く滞納整理を行い収入未済額の縮減に努める。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

「収入未済額の縮減」という項目では、事務所の重点リスクやチェックポイントに直接反映していないが、差押え処分の誤りなど基本的な業務について、項目を掲げ内部統制の強化を図っている。

(3) 北部県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和5年度収入未済額

現年度分 90,748,868 円

過年度分 157,335,826 円

合 計 248,084,694 円

・令和4年度収入未済額

現年度分 87,656,012 円

過年度分 163,848,953 円

合 計 251,504,965 円

イ 措置の内容

<発生原因>

収入未済額を縮減すべく努力を続けているが、景気停滞や物価高等の影響により、管内市町において個人県民税の収入未済が増加したことなどによって、結果として収入未済額が増加したもの。

<処理内容>

個人県民税については、職員併任制度の活用による県と各市町の徴収担当職員の相互支援体制を構築しており、県と市町の連名による共同文書催告や自動車税還付金の差押支援を行ったほか、管内市町に対して預貯金照会システムの効率的な活用方法に係る研修を開催するなど、さまざまな手法で収入未済額の縮減に努めている。

その他の税目については、滞納発生後、速やかに文書催告、電話、訪宅等を行いつつ、預貯金・給与等の差押を執行するなど、現年度滞納及び滞納繰越の早期解消に積極的に取り組んでいる。また、財産調査等により納税資力がないと判断された滞納者に対しては適切に処分停止等を行うなど、収入未済額の早期縮減に努めている。

<再発防止策>

収入未済額を縮減するためには、新たな滞納の発生と累積を防止することが重要であることから、新規滞納事案については短期間で完納となるよう催告と折衝を早期に着手するとともに、督促・催告に応じない自主納付が見込めない滞納者に対しては、預貯金照会システムを活用した速やかな預貯金の差押や給与等の差押も行うなど、厳しい滞納処分を毅然として行い、滞納額の増加を抑止するよう取り組んでいく。また、これらの方策の実現には、効果的な督促・催告の実施や、処分可能財産を早期に発見するための調査方法の改善が不可欠であることから、当所と市町の徴収担当職員が相互に協力して、効果的な調査方法等の情報交換や徴収技術向上のための研修を実施する等の取り組みを継続していく。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映は行っていないが、滞納者との折衝等については、税務システムへ速やかに、かつ、漏れなく入力し共有することで、担当不在時であっても滞納者から連絡があった場合は、他の班員が対応できるようにしている。また、翌年度以降、課税となった場合については、納期内納付するよう合わせて指導も行っている。

(4) 北部県税事務所栗原地域事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後とも適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和5年度収入未済額
 - 現年度分 32,319,611円
 - 過年度分 37,209,205円
 - 合 計 69,528,816円
- ・令和4年度収入未済額
 - 現年度分 17,186,993円
 - 過年度分 39,482,347円
 - 合 計 56,669,340円

イ 措置の内容

<発生原因>

病気や失業に伴う収入の減少などやむを得ない理由で納付できない事案、財産調査を行っても差押可能な財産を発見できない事案や一部納付を行っているが完納にならない事案など、様々な理由により未済となっているもの。

<処理内容>

個人県民税については、収入未済額の縮減に向け栗原市と情報の共有を行うなどの連携の強化に努めた。宮城一斉滞納整理強化月間においては、栗原市と連名での催告文書の送付、協働での訪問催告を実施した。さらに、北部地区住民税徴収対策会議において他の市町村との意見交換の機会を設けたほか、他圏域で開催された滞納処分に関する研修会の紹介、県税還付金の情報提供や共通の滞納者への住民税を含めた納税折衝など、積極的に支援を行った。

その他の税目については、過去の折衝記録等を参照し、地区担当者と納税指導員が連携しながら早期の折衝を行ったほか、早期の財産調査の実施に努めた。

滞納整理にあたっては、財産調査により判明した預貯金や給与等の換価可能な債権を中心に差押えを行った。差押禁止額を上回る収入がない滞納者については、早期完納に向け分納管理を徹底するとともに、納税緩和制度を適用し、滞納処分の執行を停止するなど、適切な債権管理に努めた。

<再発防止策>

個人県民税は徴税吏員の併任発令、業務支援、連名での文書催告、訪問催告を実施するなど、栗原市との協働体制を継続する。また、北部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議における情報交換や研修会に係る情報提供のほか、県税還付金に係る情報提供を継続する。

その他の税目については、早期の財産調査を行った上での折衝開始に努め、速やかに滞納処分の執行を行うとともに、納税資力のない滞納者については、滞納処分の執行を停止するなど、適正な債権管理に努め、収入未済額の縮減を図る。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

これまでも、内部統制上のリスクとしてチェックポイントを作成するなど、対応を行っているが、様々な状況から納付が困難な納税義務者は一定数存在することから、栗原市と連携するとともに引き続き適正な債権管理に努めるなど収入未済額の縮減に向けて取り組みを行う。

(5) 子ども総合センター

ア 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

物品(かき氷シロップ、発泡スチロール製どんぶり等)の購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 2件
- ・金額 6,758円

イ 措置の内容

<発生原因>

事業担当者が請求書を手元で保管していたため支出処理が遅れたもの。

なお、当該担当者は物品購入を行うのは初めてであり、購入先業者から支出事務担当者に別途請求書が送付されたものと思い込み、支出済みと勘違いしていた。

<処理内容>

請求書受理日から約2ヶ月後に支払いを完了した。

なお、購入代金が少額のため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息は発生しなかった。

<再発防止策>

消耗品等を購入した場合は、購入の都度担当者が、所内共有フォルダ内のチェックシート(Excelファイル)に品名、納品日を記入することとし、1週間に1回程度、各班長が支出手続の遅延がないか確認している。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

支払遅延を今年度における所属の重点リスクに設定し、上記再発防止策をリスク回避実践チェックポイントに加えた。

(6) 白石高等技術専門校

ア 監査委員の報告の内容

委託料において、支出金額の誤りが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

離職者等再就職訓練業務の職場見学等推進費について、前年度の計算方法で算定された請求書であることに気付かないまま当該金額を支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・正支出額 77,000円
- ・誤支出額 231,000円
- ・過払額 154,000円

イ 措置の内容

<発生原因>

令和5年8月、事業者より業務完了報告があり、検査し支出した。その後、当該年度は制度改正による一部計算方法に変更があったことが判明し過払いとなったもの。

事業者から提出された請求内訳を確認する際に、事業者及び当校両者ともに年度変わりの制度変更点について失念し、双方とも誤った認識のまま従前の算出方法で手続きを行ったことによるもの。

<処理内容>

当校で気付いた際に、事業者側に制度及び契約書の内容の再確認を行わせるとともに再計算した結果、支払金額に誤りがあることを双方で確認し、速やかに返納の処理を行った。

<再発防止策>

変更点等を引継書にまとめて明記し、重要な点の引継ぎを確実に行うとともに、校長・副校長・各班長及び担当者を含め共通の認識を持ち、定期的な打合せによる処理状況のチェックを行っている。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

令和6年度より所属独自取組として回避すべきリスクとして「過誤払」項目を掲げ、再発の防止を図ることとした。

令和6年度からは総務班事業担当職員との相互チェックを実施し、再発防止に取り組んだ。

令和7年度以降も引き続き取り組んで行く。

(7) 仙台家畜保健衛生所

ア 監査委員の報告の内容

備品購入費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

恒温水槽の購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 132,000円

イ 措置の内容

<発生原因>

同時期に同一業者から3点の備品を購入し、3点すべて納品された後に支出処理するものと勘違いし、請求書等を支出担当者に提出せず保管していた。

<処理内容>

事実確認した当日中に購入した業者に経緯を説明した上で謝罪し、速やかに支払処理を行った。

<再発防止策>

「進捗状況確認表」を作成して発注から支払日確定までの進捗状況を毎週複数職員での確認することを徹底し、検収調書に会計事務担当者のチェック欄を設けた。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

支払遅延の防止については重点リスクとして継続して取り組んできたが、今回の指摘を受け令和7年度も重点リスクとする。

(8) 仙台塩釜港湾事務所

ア 監査委員の報告の内容

港湾施設の使用許可に係る使用料の収入遅延において、督促を行っていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

港湾施設使用料の収入遅延について、督促を行わなかったことにより、延滞金を徴収できなかったもの。

- ・件数 1件

- ・ 調定額 49,680 円
- ・ 徴収できなかった延滞金の額 2,200 円

イ 措置の内容

<発生原因>

収入遅延を把握し納入義務者へ電話連絡を行った際、延滞金が発生する可能性があることを認識していたが、相手方がすぐに支払う意向を見せていたため、督促状の送付はしていなかった。また、内部の複数人によるチェック体制が不十分であったことから、未納である使用料について担当者以外が把握できておらず適正な事務処理を行うことができなかった。

<処理内容>

当該案件について、督促状は未発行であったものの、電話による催促は複数回行っており、令和5年12月7日に納付された。

<再発防止策>

財務システムにおける帳票一覧について複数職員による確認を徹底し、督促状発送の対象となる案件には遅滞なく督促状の発送を行う。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘事項は令和6年度の重点リスクとして設定していなかった。監査結果を踏まえ、令和7年度の重点リスクとして債権管理を設定し、以後同様のミスが起こらないよう取り組んでいく。

(9) 美術館

ア 監査委員の報告の内容

教育財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 146,820 円
- ・ 正しい調定日 令和5年4月1日
- ・ 実際の調定日 令和6年1月4日

イ 措置の内容

<発生原因>

当該教育財産目的外使用許可については、申請者との間で、当館のリニューアルに向けた休館に伴う使用許可の終期を巡り、本来ならば令和4年度中に調整しておくべきところ、協議に時間を要し、協議内容がまとまったのは令和5年6月であった。また、さらにその後、担当者間の事務引継ぎ等が十分になされず、調定処理を失念し、歳入整理票による確認処理も同様に怠ったまま時間が経過し、12月上旬に補正予算の作業を行う中で、未調定であることが判明したものの。

<処理内容>

相手方へ連絡し経緯を説明した。相手方も納付していなかったことについては認識しており、速やかに納付された。

<再発防止策>

教育財産目的外使用許可に係る歳入事務については、該当事業者のリストアップを行い、申請日、許可日、調定起票日、歳入日などの進捗を管理しているが、さらに、使用許可の起案を行う際に、起案用紙余白にシステム処理日を入力する欄を新たに設け、調定処理の処理状況を記入することで可視化し、再発防止に努める。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

調定遅延については重点リスクに設定していたが、本監査結果において指摘事項であった。当館は現在休館中であり、該当する教育財産目的外使用許可については令和8年度以降に改めて発生する見込みであることから、同様のミスが発生しないよう、令和8年度以降、チェックポイントの見直しを検討していく。

(10) 美術館

ア 監査委員の報告の内容

使用料において、引き続き緊急性がないにも関わらず立替払をしているものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

出張キッズ・プログラムの実施に係るレンタカー使用料について、資金前渡の処理を行わず、職員が立替払を行ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 20,460円

イ 措置の内容

<発生原因>

出張のため借用契約をしたレンタカーについて、利用料金は現金での前払いとされていたため、事前に資金前渡すべきところ、資金前渡伺は決裁されていたが、その後行うべき財務システムでの支出命令処理を失念したため、職員による立替払いが発生したもの。

<処理内容>

資金前渡が行われていないことを確認後、レンタカー会社に連絡し、事後の請求書払いの可否について確認したが、社内規定により現金による事前支払のみの対応であった。公用車による出張も検討したが、予約取消手数料が発生することや、公用車では事業で使用する物品類が全て積み込めないことから、やむを得ず立替払いを行った。その後は職員からの請求に基づき、本人に当該代金を支払った。

<再発防止策>

資金前渡伺の回議があった際には、決裁後は支出担当者に渡すことを徹底するとともに、事務室内のカレンダーに資金前渡のある日に印をつけ、班員全員に可視化することで、再発防止に努める。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。現状は再発防止策により対応していくこととしているが、同様のミスが起これないよう、令和7年度以降、重点リスクの見直しを検討していく。

(11) 蔵王自然の家

ア 監査委員の報告の内容

委託契約において、随意契約理由を予定価格が少額であるとする場合に、その限度額を超えているものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・業務名 宿泊室ウインドエアコン設置電気工事設計業務
- ・契約方法 随意契約（理由：予定価格が100万円を超えないもの）
- ・予定価格 1,218,800円

イ 措置の内容

<発生原因>

予定価格が100万円以上なので一般競争入札となるところであるが、工事と同額の250万円以下で随意契約できるものと誤った認識のまま起案し、チェック不足によりそのまま執行した。

<処理内容>

なし。

<再発防止策>

出納管理課作成の「一般的な契約事務の取り扱い早見表」等を活用し、起案文書に添付することにより、複数の目で事務処理が正しいか確認することとした。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。認識の誤り、チェック不足に起因したことを踏まえ、チェック体制を強化することで、同様のミスが再発しないよう令和7年度重点リスクを見直すことを検討していく。

(12) 小牛田農林高等学校

ア 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出遅延による不納付加算税の発生が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和5年6月分所得税について、納期限に遅延し、不納付加算税が発生したものの。

- ・件数 1件
- ・金額 117,237円
- ・不納付加算税 5,500円

イ 措置の内容

<発生原因>

所得税の払出処理を失念したもの。併せて、不納付加算税についての認識が不十分だったもの。

<処理内容>

(本税) 令和5年6月分所得税納期限7月10日

払出決議日: 令和5年7月7日 払出・納付日: 令和5年7月12日

(不納付加算税)

支出命令日: 令和5年11月27日 納付日: 令和5年11月30日

<再発防止策>

職員ポータルのスケジュール機能を活用し、事務室全体で期限等を共有し確認することとした。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

「歳入歳出外現金の払出漏れ、払出遅延」については、重点リスクにしていたが、本監査結果において指摘であった。チェックリストの項目は満たしているもの、早急な対応(改善)が必要であるため、チェックリストの内容の再確認と、より具体的な実践を行うことを検討し、情報系パソコンによるスケジュール機能の活用や、毎朝の打合せで当日の業務を確認し合うなど、同様のミスが起こらないよう取り組んだ。

(13) 利府支援学校

ア 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出遅延による不納付加算税の発生が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和5年3月分所得税について、納期限に遅延し、不納付加算税が発生したものの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 205,747 円
- ・ 不納付加算税 10,000 円

イ 措置の内容

<発生原因>

所得税に係る歳入歳出外現金払出決議を発議し、所属長の決裁を受けたものの、年度当初の繁忙期もあり出納員の確認入力依頼を失念したことが要因であった。

<処理内容>

出納員が確認入力漏れに気づいたのは、令和5年4月6日であったため、支払日を最短の令和5年4月11日とし処理を行った。

<再発防止策>

事務室内で会計事務や様々な事務処理の期限について、スケジュールに入力し、より一層の情報共有を徹底するとともに、事務室長や事務次長による事務室職員の業務進捗管理の徹底を図り、再発防止に努めていく。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

歳入歳出外現金の払出漏れ、払出遅延については、重点リスクとして確認しており、令和6年度は同様のミスは発生しなかった。今後も事務室内のチェック体制を強化し、ミスが起こらないよう取り組んでいく。

宮城県道路公社理事長佐藤達也から、次のとおり公報登載の依頼があった。

令和7年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号。以下「条例」という。）第44条第1項の規定に準じて作成した、仙台松島道路4車線化事業（VI期）事後調査報告書について、条例第44条第2項の規定に準じ、宮城県公報第604号（令和7年5月30日付け）雑報にて公告した縦覧期間を、以下のとおり延長します。

令和7年6月20日

宮城県道路公社
理事長 佐藤 達也

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 宮城県道路公社
 - (2) 代表者 理事長 佐藤 達也
 - (3) 所在地 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1番20号
- 2 第1種事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 仙台松島道路4車線化事業（VI期）
 - (2) 種類 条例第2条第2項に規定する第1種事業（道路拡幅事業）
 - (3) 規模 事業区間 11.5km
- 3 第1種事業実施区域
自 宮城県宮城郡利府町春日（利府中インターチェンジ）
至 宮城県宮城郡松島町根廻（松島北インターチェンジ）
- 4 第1種事業関係地域の範囲
利府町、松島町、大郷町
- 5 第1種事業事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
宮城県環境生活部環境対策課（仙台市青葉区本町3丁目8番1号県庁舎13階）
宮城県道路公社総務部総務課（仙台市青葉区上杉1丁目1番20号）
 - (2) 縦覧期間
令和7年5月30日（金）～令和7年7月22日（火）（土・日・祝日を除く）
 - (3) 縦覧時間
各縦覧場所の開庁時間に準ずる
- 6 本件に関するお問い合わせ窓口
事業者名 宮城県道路公社建設部企画課
住所 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1番20号
電話番号 022-263-0572
時間 土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

ページ	行	正	誤
5	7	津山町柳津字館石 124-1	津山町字館石 124-1